

## 町長メッセージ — 緊急事態措置への協力について —

年明け以降の感染拡大状況を踏まえ、兵庫県が国の緊急事態措置実施区域に指定されたことにより、本日から2月7日までを緊急事態措置期間として、県下全域で徹底した感染予防の取り組みを行うこととなりました。

町民の皆さまには、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、引き続き一人一人が「うつらない・うつさない」との強い認識をもって取り組んでいただきますよう、さらなるご理解とご協力をお願いします。

### 町民の皆さまへのお願い

- 20時以降の不要不急の外出の自粛を強くお願いします。特に、高齢者、基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- 毎日の検温、マスクの着用など健康管理や換気を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください。
- 感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（接待を伴う飲食店、カラオケ等）の利用を控えるなど、より慎重な行動をお願いします。

### 事業者の皆さまへのお願い

- 飲食店は、20時までの営業、お酒の提供は19時まででお願いします。  
\*県の要請に応じて営業時間短縮にご協力いただいた事業者の方には、協力金の支給があります。
- 営業時は、職種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策ポスターの掲示、新型コロナ追跡システムの導入をお願いします。

### 町立施設の対応（緊急事態措置期間中）

- 学校等については、感染のリスクの高い活動は行わず、児童生徒、教職員等に対し、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。
- 生涯学習支援センター、地区公民館、スポーツセンターについては、20時までの利用とします。
- ピュアランド山の里については、レストランの営業時間を20時まで（昼：11時30分～14時30分・夜：17時～20時）とし、酒類提供は19時までとします。  
\*今後の状況により変更になる場合もあります。

※新型コロナウイルスに関連した詐欺等が発生しています。憶測やデマなどに惑わされないようご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性がある病気です。「新しい生活様式」を実践するとともに、人権侵害につながる風評被害などがないよう、みんなで支えあう気持ちで、冷静な行動に努めましょう。